

指名停止措置の概要

- (1) 商号又は名称 : 株式会社 志賀建設
- (2) 代表者氏名 : 代表取締役 志賀壽文
- (3) 主たる営業所の住所 : 福島県石川郡石川町字屋敷入 63
- (4) 指名停止の期間 : 令和6年6月5日から令和8年2月12日まで (20カ月8日)
- (5) 指名停止理由 : 当該業者の元社員及び元取締役が、本町の発注した道路改良工事の入札に先立ち、町長から秘密事項である予定価格を不正に入手した情報を基に工事を落札したとして、令和6年4月30日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福島県警に逮捕されたことが、本町「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（以下、「要綱」。）」及び「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（以下、「基準」。）」別表第4 贈賄及び不正行為等による基準「(不正又は不誠実な行為) 6」に該当するため。併せて、基準「第4 指名停止基準 8」の規定に基づき指名停止期間を延長する。